



尾道市

(向島地域版)平成29(2017)年3月



ごみ分別ガイドブック



ごみの減量とリサイクル

西暦20XX年尾道の町はごみがあふれ、地球温暖化が進む深刻な状況になっていました。その時5人のヒーローが立ち上がった。その名は、、、

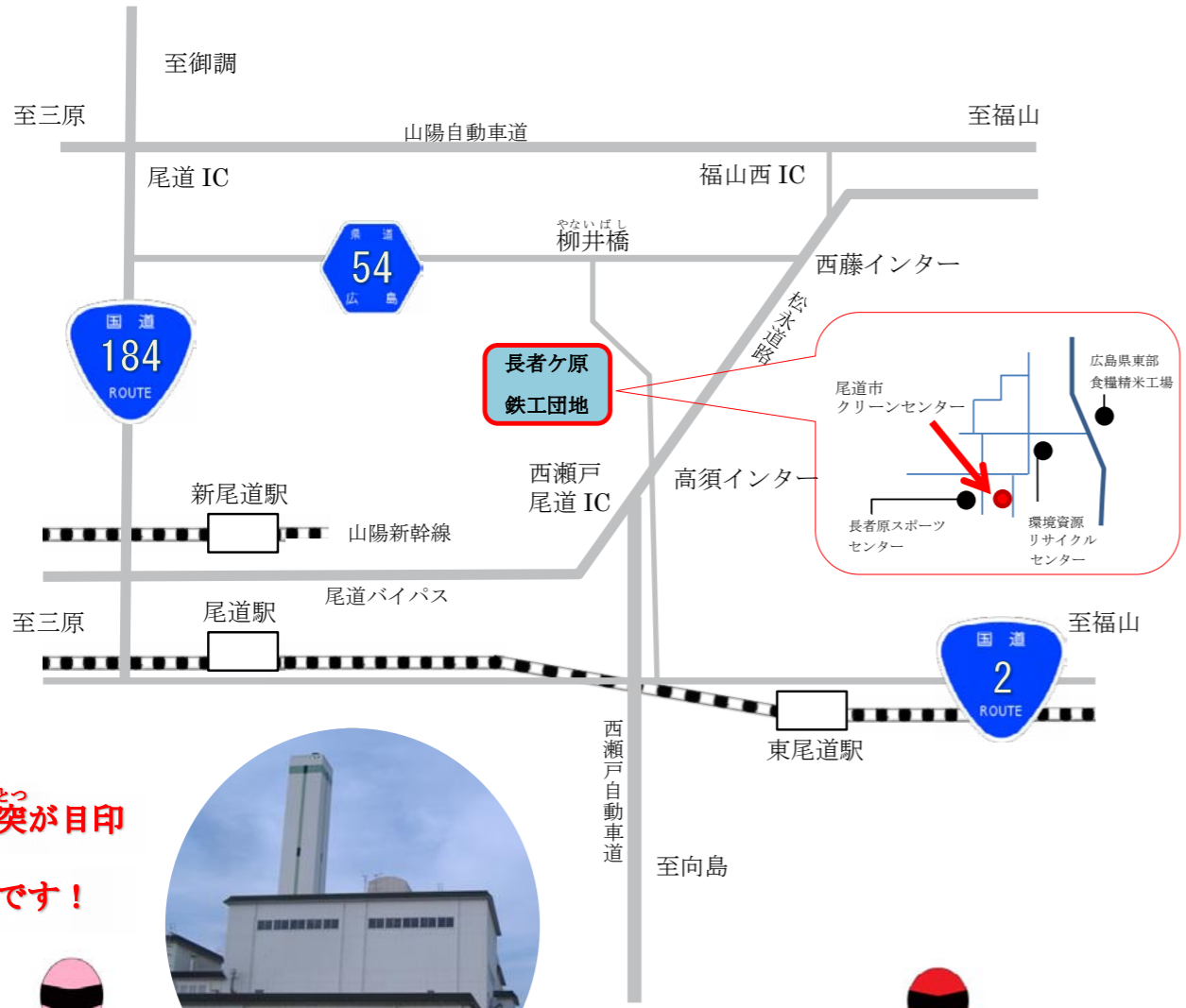
分別戦隊 エコレンジャー!

もくじ

ごみを出すときのお願い..... 1	ごみステーションには出せないもの... 8
もやせるごみ..... 2	クリーンセンターで処理できないもの... 9
もやせないごみ..... 3	ごみ出しQ&A..... 10
ペットボトル..... 4	生ごみ減量Q&A..... 11
埋め立てごみ..... 4	尾道市のとりくみ..... 12
容器包装プラスチック..... 5	尾道市のごみ処理..... 15
容器包装プラスチック注意事項..... 6	不法投棄対策..... 16
資源回収..... 7	50音順..... 17

フォーアール 4Rの取組 「4R」とは、4つのキーワードの頭文字です。

リフューズ **Refuse** ・ リデュース **Reduce** ・ リユース **Reuse** ・ リサイクル **Recycle**



えんとつ 煙突が目印 です!



<p>おの みち し せい そう じ む しょ</p> <p>尾道市清掃事務所</p> <p>〒722-0221 尾道市長者原一丁目220番地75 (尾道市クリーンセンター内)</p> <p>電話 ・0848-48-2900 FAX ・0848-48-2820 ホームページ http://www.city.onomichi.hiroshima.jp</p>	<p>むかい しま</p> <p>向島クリーンセンター</p> <p>〒722-0073 尾道市向島町11098番地151</p> <p>電話 ・0848-44-2492</p>
---	---



ごみを出す時のお願い

※収集日の朝7時30分までに出してください。

- 透明・半透明（もやせるごみのみ）の袋で出してください。ごみの収集時に袋を通して分別の状況などを確認しています。
- 引越し等、一時的に大量のごみを出す場合は、クリーンセンターへ直接持ち込みしてください。ステーションには出さないでください。一度に出せるごみの量は**45ℓのごみ袋2袋**までです。
- 竹串やバラのとげ・カニの爪など、先のとがった物は収集中にごみ袋を突き抜けて、手に刺さることがあります。紙に包むなどして出してください。
- 50cmを超えるものは粗大ごみになります。ごみステーションに出さず、クリーンセンターへ直接持ち込むか、電話で収集依頼をしてください。（詳しくはP.8参照）
- ごみの袋の中に水分が多く溜まっている物は、収集するときに困ります。ごみの重量が増え、嫌な臭いの原因になります。しっかり水気を切って出してください。

このごみは収集できません

1. 処理できないごみです。	2. 事業系ごみです。
3. 有料です。	4. 一時大量ごみです。
5. 分別不具合です。	6. 資源物です。
7. 家電リサイクル対象です。	8. 汚れかひどすぎます。
9. パソコンリサイクル対象です。	10. スプレー缶・カセットボンベリサイクル対象です。


「家庭ごみの正しい出し方」をご参照ください。

月 日


風通市クリーンセンター 電話48-2900

収集できないごみは、啓発シールを貼って残します。


ごみステーションに出されたごみで、分別がされていないものなどは、啓発シールを貼って残します。シールのチェック項目を確認し正しく分別し直して、次回の収集日に出してください。




もやせるごみ




もやせないごみ



容器包装
プラスチック



埋立ごみ



資源回収

資源回収のお願い

- もやせるごみとして、たくさんのお紙類（新聞、雑誌、段ボール等）が出されています。資源回収にご協力をお願いします。
- びんのラベルは剥がさず出してください。



ごみを段ボールに入れて出さないでください。



ごみステーションは町内会等で管理されています。

ごみステーションは各地域・町内会等で決められていますので、各地域・町内会等でお知らせされる場所のご確認をお願いします。

台所ごみ・野菜などの生ごみ



十分に水切りをして出してください。

草木類

（長さ50cm以下かつ
太さ直径10cm以下）



竹串、はし等



危険!

多量の場合はクリーンセンターに直接持ち込むか、許可業者に依頼してください。

焼き鳥の串など先のとがった物は、折るか紙に包んで出してください。

紙製カップ



ラップ



貝がら



保冷剤



薬・塗り薬



使い捨てカイロ



湿布



糸玉



まくら



ダウンジャケット



使い捨て手袋



ぬいぐるみ



ダウンジャケット



着物



ストッキング



革製品（合成皮革はもやせないごみに出してください。）



皮靴



ベルト



グローブ



ランドセル



下着



汚れが落ちない容器包装プラスチック

油の容器



マヨネーズ



・ケチャップの容器



ドレッシングの容器



わさび等のチューブ




紙おむつ（介護用含む）




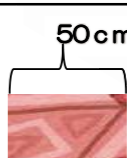
汚物はトイレで処理して出してください。


もやせるごみを出す時のお願い

- もやせるごみは、透明・半透明のビニール袋に入れてください。
- 半透明のビニール袋とは、袋の中に手を入れた時に手が透けて見える位のビニール袋です。
- 一度に出せるごみの量は、ごみ袋で**2袋**までです。

1. 

たとえば、じゅうたんは
2. 

小さくして
3. 

50cm
50cm以下の
おおきさに出来たら、
4. 

もやせるごみの日に
出せます

※エコレンジャー情報※

透明の袋 に出してください。

- 50cmをこえる物は有料粗大ごみです。
- 50cm以下にすれば無料になりごみステーションに出すこともできます。
- 乾電池の入っている物は、必ず乾電池を抜いて出してください。

おもちゃ 	フライパン・やかん 	食器容器・容器 (プラスチック・金属製) 	油系の缶・びん
包丁・かみそり 	食器洗い乾燥機 	電子レンジ 	ガスコンロ
扇風機 	CD・DVD ・プレーヤー 	掃除機 	電子体温計
ストーブ 	ファンヒーター 	ポリタンク (灯油など) 	

(※刃の部分を広告等で包んでください。)

(※灯油・乾電池を抜いてください。)

(※中身を抜いて空にしてください。)

※ 劣化した発泡スチロール

※ 洗っても汚れがとれない物は、もやせないごみに出してください。

※ 十文字にしぼって出してください。

※ もやせないごみの日に、他のごみとは分けて透明袋で出すもの。

それぞれ別袋で出してください。

ガスライター 	乾電池 	水銀体温計
カセットテープ 	ビデオテープ 	

(※ケース含む。)

このマークが付いている物が対象です。

PET

- ペットボトルは マークのついた容器です。
- 透明袋で出してください。
- ふたとラベルを外して、簡単に水洗いしてください。
- ふた（プラスチック）とラベルは「容器包装プラスチック」へ出してください。

水・ジュース・調味料等の マークの付いたペットボトル

※ ラベルをはがす・キャップを取る

※ 水で洗う

※ 透明のごみ袋に入れて出してください。

外したラベル・キャップは **容器包装プラスチック** に出してください。

油系、ソース系の入っていた汚れたペットボトルは、中身を使いきって **もやせるごみ** に出してください。

埋め立てごみ

土・石は収集していません。クリーンセンターへ直接持ち込んでください。

- ダンボール等に入れて「ワレモノ」と書いて出してください。
- 50cmを超えるものは粗大ごみになります。
- 蛍光灯・電球（使用済みのもの）…購入時の箱・筒に入れて出してください。
- 蛍光灯はリサイクルしていますので、割らずに出してください。
- 長さ150cmを超える蛍光灯は直接クリーンセンターへ持ち込んでください。
- 灰はPP土のう袋に入れて出してください。

陶磁器類 土鍋 	植木鉢 	ガラス・割れガラス 板ガラス 	ガラスコップ 	カガミ 	蛍光灯・電球 (LEDはもやせないごみに出してください)
食器 	水槽(ガラス製) 	焼却灰・練炭灰 			(※割らずに出してください。購入時の箱に入れて出してください。)

※ 埋め立てごみは 月 1 回 の収集です。



このマークが付いている物が対象です。

※ 識別マークは外箱などに表示されている場合がありますのでご確認ください。

商品を入れている物



商品を包んでいる物



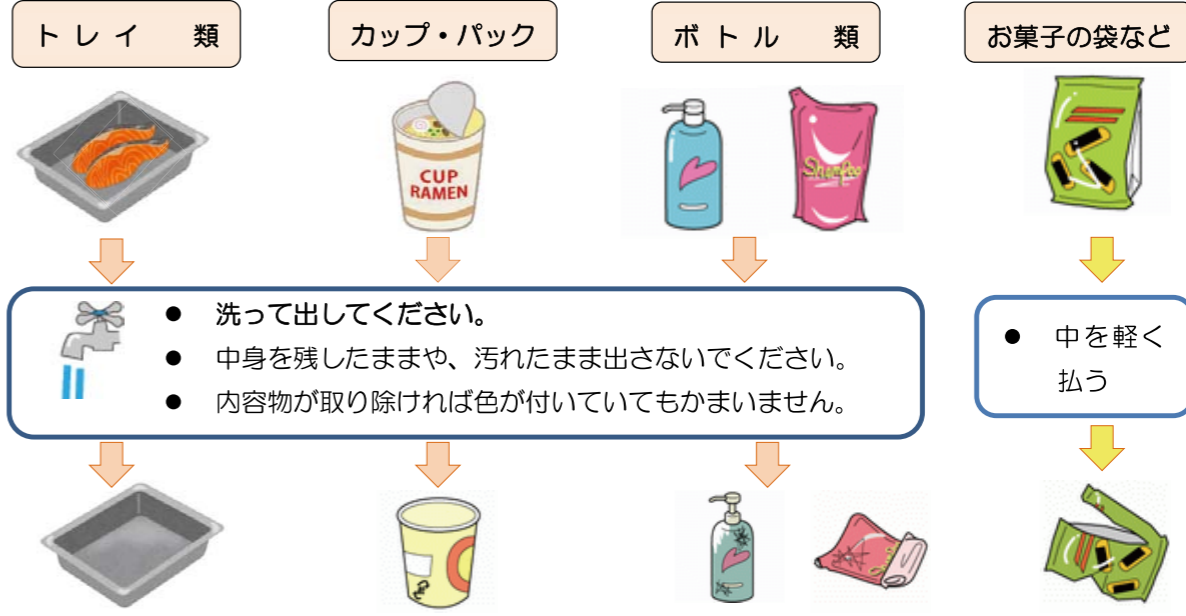
容器包装プラスチックは、中を空にして洗って出してください。



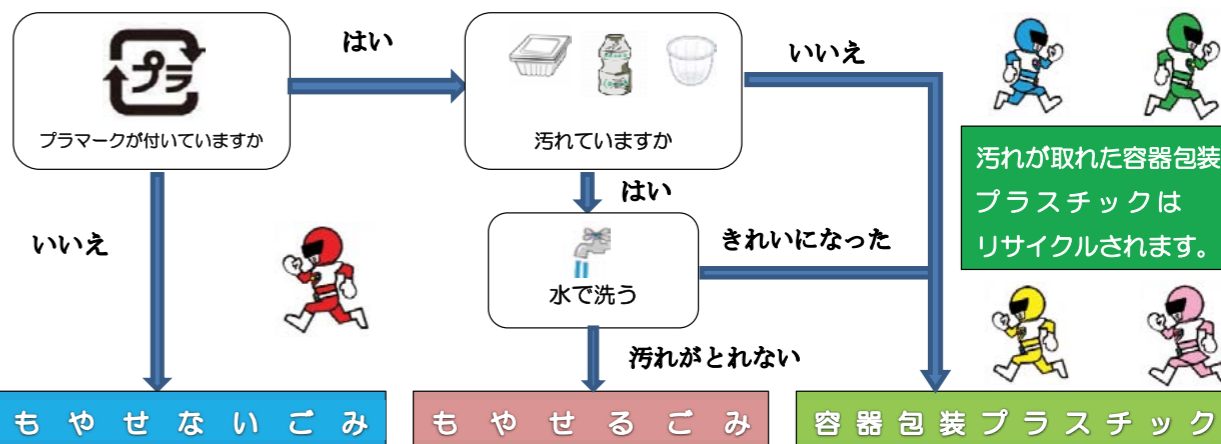
容器包装プラスチックは **リサイクル** しています。

- 容器包装プラスチックとは『中身を食べたり使ったりして、いらなくなったプラスチック・ビニール製の容器・袋・包装』のことです。
- 透明袋で出してください。
- 中身を使いきって汚れを取り除いてから出してください。
- 二重袋禁止・・・容器包装プラスチックが入った小袋をまとめて大きい袋に入れしないでください。
- 汚れを落とすことの難しい容器包装プラスチックは「もやせるごみ」へ出してください。

容器包装プラスチックを出す時の注意



容器包装プラスチックの分け方・出し方



プラスチック製の製品は、もやせないごみに出してください。

別袋で出す。

汚れが落ちない物は、もやせるごみに出してください。

もやせないごみ

劣化した発泡スチロール

透明袋で出してください。

容器包装プラスチックを選別する前に、機械で袋を破って中の物をバラバラにしています。スムーズに処理するためにも、袋を二重にして出さないでください。

選別作業風景

紙類

新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パックと分けて十文字にしぼって出してください。

新聞・チラシ 雑誌・雑紙 ダンボール 牛乳パック

断面が になっているもの
(水洗いしてください。)

布類

服・タオル・シーツ等、しばるか透明袋に入れて出してください。

衣類全般

※布団・毛布はもやせないごみに出してください。
※革製品・下着・靴下などはもやせるごみに出してください。

生きびん

●一升瓶・ビール瓶・ジュース瓶・ウィスキー瓶等。
●ふたを取ってください。

※一升(1.8ℓ)瓶・ビール瓶・赤玉ワイン・洋酒瓶(サントリーの角瓶、山崎、ロイヤル等)
※一升瓶は横にして入れてください。

スチール缶

ジュース・缶詰・菓子缶等。

※スチール缶にはこのマークが付いています。

駄びん

●生きびん以外のジュース瓶・コーヒー瓶等。
●透明・茶色・その他の色。
●ふたを取ってください。(化粧品・油類のびんはもやせないごみへ)

透明 (ドリンク瓶)等

茶色

その他

アルミ

ビール缶・ジュース缶等。

※アルミ缶にはこのマークが付いています。

スプレー缶

携帯ガスボンベ・スプレー缶。

※中身を使い切って穴を必ずあけてください。中身が残っていたら、火気のない風通しの良い場所で空にしてください。近くの火気や静電気で引火することがあり危険です。ご不明なことは各メーカーにお問合せください。

※ガスが残ったまま穴をあけるのはケン!

使用済み天ぷら油

植物性の天ぷら油
※動物性の油(ラード等)、米油、パーム油はダメです。

※無色透明のペットボトルに入れてキャップ(ネジ式)をしっかり締めてください。
※向島支所およびてんぷら油専用ステーションへ出してください。

- 粗大ごみ(50cmを超える大きなもの)
粗大ごみは有料です。ごみステーションへは出せません。
- ① 尾道市クリーンセンターへ直接持ち込んでください。(処理手数料が必要です。)
- ② 持ち込みが出来ない場合は、尾道市クリーンセンターに収集の申し込みをしてください。

収集の申込方法

清掃事務所(尾道市クリーンセンター)
申 込 先
☎ 0848-48-2900



- ① 電話で申込・受付
住所・氏名・電話番号、出される品物や数量をうかがいます。手数料、収集日等をお知らせします。
 - ② 指定した収集日に収集
収集時に手数料を納付していただきます。
- ※ 粗大ごみ収集手数料は品目別に料金設定されています。
※ 地域や都合によって手数料を事前に納付して頂く場合がありますので電話での申込時に確認してください。

粗大ごみ 例

ベッド枠	タンス	机・イス(回転イス・折りたたみ椅子)	座椅子(回転式・簡易式)	ソファ
・ベッドマット				
オルガン	自転車(幼児用含)	一輪車(運搬用)	チャイルドシート	ミシン(足踏み)
・エレクター				
あんま機(いす型)	じゅうたん	電気カーペット	たたみ	スキー板(一式)
				ゴルフバック

- 一時多量ごみ
※ ごみが 2袋 を超える場合には、クリーンセンターに直接持ち込んでください。
 - ① 引越しごみ
 - ② 草木剪定枝など
 - 土砂、ガレキ、瓦など
 - クリーンセンターでは処理できないもの
- ※テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機は、市では収集も処理もできません。

※クリーンセンターでは処理できないものがありますので、次のものはステーションには出さない
 てください。

家電リサイクル

家電リサイクル料金等の
 詳しいことは…
家電リサイクル券センター
リサイクルしよ
 0120-319640 FAX: 03-3903-7551
受付時間: 午前9時～午後6時(日・祝祭)



- 以下のいずれかの方法で処理してください。
- ① 買い替えの場合は買い替える小売店に、買い替えでない場合は過去にその製品を購入した小売店に引き取ってもらってください。
- ② 市の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集依頼をしてください。
- ③ 買い替えでない場合で、購入店での引取も不可能な場合（購入店不明又は廃業、遠隔地転居など）は、事前に郵便局でリサイクル料金を支払って、家電製品協会が指定する引き取り場所に直接持ち込んでください。

※引き取り場所については、尾道市クリーンセンターにお問合わせください。(TEL:0848-48-2900)

パソコンリサイクル

- 各メーカーの担当窓口へ連絡して、手続きを行ってください。資源有効利用促進法によりメーカーがリサイクルします。
- 自作パソコン等（メーカー不在等パソコン）については、一般社団法人パソコン 3R推進協会に直接申し込んでください。(TEL:03-5282-7685) (FAX:03-3233-6091)

消火器リサイクル制度

一般社団法人日本消火器工業会に登録された消火器販売店（特定窓口）でリサイクルシールを購入してください。詳しくは、消火器リサイクル推進センター(TEL:03-5829-6773)にお問合わせください。

自動二輪リサイクル制度

バイクを廃棄する場合には、店頭でリサイクルネットワークのステッカーが掲示してある二輪車販売店が指定引取窓口への引渡しにご協力ください。詳しくは、二輪車リサイクルコールセンター(TEL:050-3000-0727)にお問合わせください。

FRP 船リサイクル制度

排出された FRP 船は破碎され、セメントの原料などにリサイクルされます。FRP 船を廃棄処分するときには、一般社団法人日本マリン事業組合リサイクルセンター(TEL:03-5542-1202)へお問合わせください。

処理困難物 ※ 販売店へ相談してください。



Q.ごみは何時までに出せばいいの？

- 当日の朝、7時30分までに出してください。
- 前日に出さないでください。

Q.いつもの収集時間に来ないけど、なぜ？

- ごみを収集する時間は、収集量・交通状況などで変わります。決まった時間はありません。

Q.出したごみが、ごみステーションに残っているのはなぜ？

- 出す日を間違えていませんか？ 収集日ではないごみは、収集できません。
- 分別はきちんとできていますか？ 分別できていないごみは、収集できません。
- 収集できないごみに啓発シールを貼って残しています、チェック項目を確認し正しく分別し直して、次回の収集日に出してください。

Q.転入して来たけどごみは、どこに出せばいいの？

- ごみステーションは、地域で管理されています。地域の町内会長等に確認してください。

Q.祝日のごみ収集はどうなるの？

- 祝日のごみ収集は休みです。ただし祝日が「もやせるごみ（可燃）」の日になっている地域は「もやせるごみ」のみ収集します。（年末年始を除く）

Q.分別の仕方がわからない、どうしたらいいの？

- 清掃事務所（クリーンセンター）へお問合わせください。 電話：0848-48-2900

Q.時間までに出せなかった、どうしたらいいの？

- ごみの持ち込みを次の施設で受け付けます。
- 休日の受付日は「広報おのみち」「市ホームページ」に掲載します。
- 持ち込みができるものは、もやせるごみ・もやせないごみ・埋立ごみ・粗大ごみ（有料）・資源物です。

施設	住所	持込できる時間帯	休日の持ち込み
尾道市クリーンセンター ☎ 0848-48-2900	長者原1丁目220-75	● 祝日・年末年始を除く月～金曜日 (8:30～12:00 13:00～16:00)	● 毎月第4日曜日 (8:30～12:00)
御調清掃センター ☎ 0848-76-3277	御調町綾目1308	● 祝日・年末年始を除く月～金曜日 (10:00～12:00 13:00～16:00)	● 毎月第4土曜日 (8:30～11:00)
向島クリーンセンター ☎ 0848-44-2492	向島町11098-151	● 祝日・年末年始を除く月～金曜日 (8:30～12:00 13:00～16:00)	



不明なことは
 清掃事務所へ
 お問合わせくだ
 さい。



Q.生ごみの水分はどのくらいあるの？

- 生ごみの約 80%は水分です。

Q.生ごみに水分があるとどうなるの？

- 生ごみの水分は腐敗や悪臭の主な原因です。
- ごみの量が増えます。

Q.水切りしたら何が良いの？

- 嫌な臭いが減り、ごみが軽くなって、ゴミ出しがラクになります。
- ごみが軽くなるので、収集車の燃費がよくなり、CO₂が削減されます。

Q.生ごみを減量するとどうなるの？

- まだ食べられる状態の食べ物を廃棄しない、使い道を考えて購入する、購入したものは使い切ることに
よって、大きな社会問題にもなっている『食品ロス』の削減ができます。
- 食品廃棄による廃棄物が減り、ごみを燃やすエネルギーが減少し、CO₂が削減されます。

Q. 賞味期限と消費期限の違いって、なに？

全ての加工食品には

賞味期限又は消費期限のどちらかの期限表示が表示されています。(一部の食品を除く)

賞味期限・・・おいしく食べることができる期限です。

この期間を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。

定義：定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

消費期限・・・**期限を過ぎたら食べない方がよい期限**です。

定義：定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

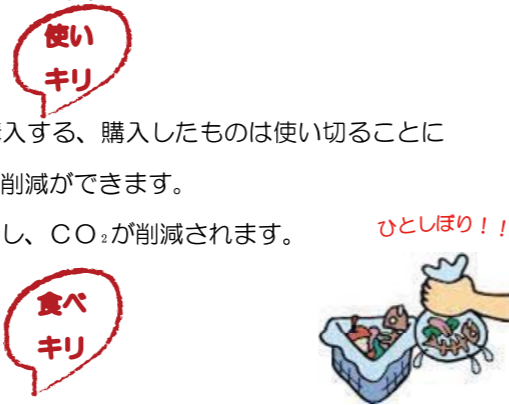
Q. 食品ロスって、なに？

- 食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。
- 日本では、年間 2,797 万トン（※）の食品廃棄物等が出されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 632 万トン。（※）
※農林水産省及び環境省「平成 25 年度推計」
- 「もったいない」食品ロスを減らしましょう。

Q. 30・10（サンマル・イチマル）運動って、なに？

- 30・10 運動とは食べ残しを減らし、「食品ロス」を減らすための運動です。
- 「宴会の開始から 30 分と、終了 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」というものです。

「もったいないモラル」を考えてみませんか？



フォー 4 R
に取り組んでいます。

「4 R」とは、「ごみ減量」にかかせない、「Refuse」・「Reduce」・「Reuse」・「Recycle」の 4 つのキーワードの頭文字をとったものです。



Refuse (リフューズ)

発生回避 (ごみを発生源で断つ)
・・・ごみを作らないこと

- エコバックで買い物をする。
- マイ箸を使う。

Reduce (リデュース)

発生抑制
・・・ごみを減らすこと

- 詰替えのできる商品や長く使える商品を選んで買う。
- 必要のない包装は断る。

Reuse (リユース)

再使用
・・・ものを繰り返し使うこと


- こわれたものを簡単に捨てず修理して使う。
- いらなくなったものは捨てずに必要な人にゆずる。

Recycle (リサイクル)

再生利用 (再生資源にもどす)
・・・使い終わったものを資源として再び利用すること

- 古新聞や古紙を資源回収に出す。
- ごみの分別をして資源をごみに出さない。
- リサイクルされた製品を選んで使う。

ごみを減らす取組



- 尾道市では「きれいなまつり」を目指して、イベントの際にごみ分別ステーションを設置しています。
- ごみ分別はごみの削減につながり、普段のごみも分別して出してもらえるように啓発活動として行っています。

環境指導員制度を設けています。 ☆地域のごみ減量推進のリーダー☆

- 環境指導員とは・・・
- ごみの減量化および資源化、環境美化について、地域の方々と連携しながら推進していくこと。
 - 市民の皆さまが、ごみの減量化などに興味関心を持ち、廃棄物の処理に対する意識を向上させていくこと。

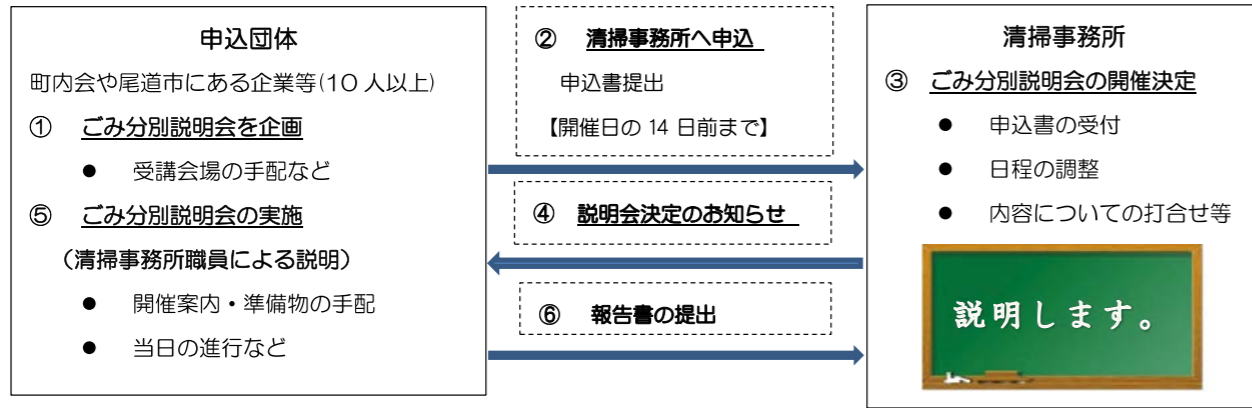


これらの目標のもとに、市が委嘱した「環境指導員」の方々にご協力いただき、地域のごみ減量推進のリーダーとして、各地域で幅広く活動をしていただいています。

尾道市出前講座

講座名 **ごみ分別説明会**・・・ごみの分別がなぜ必要か？・・・
 ごみ処理への理解を深めていただくため、職員が「チラシ」・「ごみのサンプル」を用いて「ごみ・資源物の分別」を説明し、ご質問にもお答えします。

講座開催までの流れ



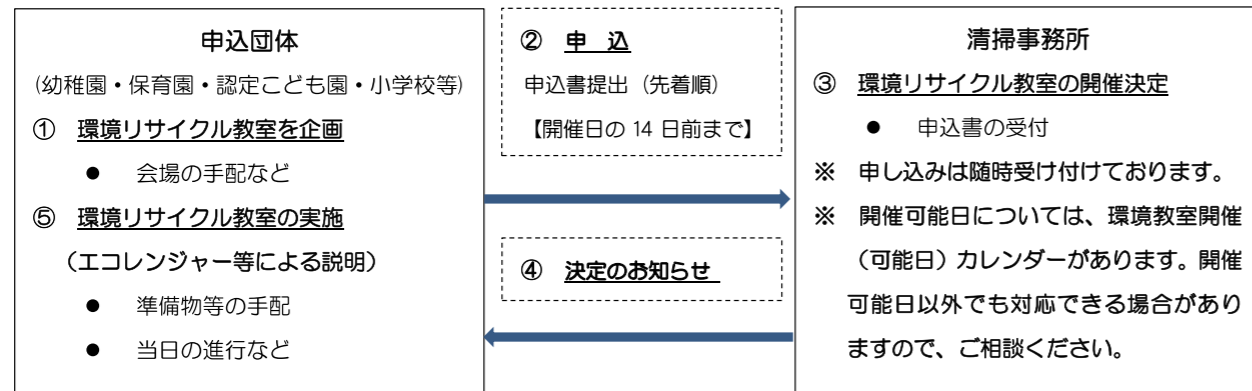
環境リサイクル教室

※しっかり分別して出しましょう！

尾道市では環境リサイクル教室を尾道市内の保育園・幼稚園・小学校・地域の団体等に行っています。申込みは、清掃事務所ですぐ受付けています。



環境リサイクル教室開催までの流れ



- 所要時間：約 40～50 分
- 開催場所：プロジェクターが設置できる場所
- 内 容：
 - ・ 小学校→DVD鑑賞、その後「ごみ収集車(パッカー車)」で実体験
 - ・ 幼稚園→DVD鑑賞、カード配布、写真撮影

もん ぜん せい そう
門 前 清 掃

毎月1日は門前清掃の日です

尾道市では、「門前清掃の日」と名付けた環境美化への取り組みを行っています。

門前清掃(かどさきせいそう)とも呼ばれるこの活動は、自宅の門前や会社の周りなどを、定期的(毎月1日)にボランティアで清掃しようというものです。

落ちているごみを拾い、雑草が生えていけば抜き取るなど、市民一人ひとりのちょっとした行動で地域の美化が保たれます。

“きれいな尾道”をみんなでつくりましょう。

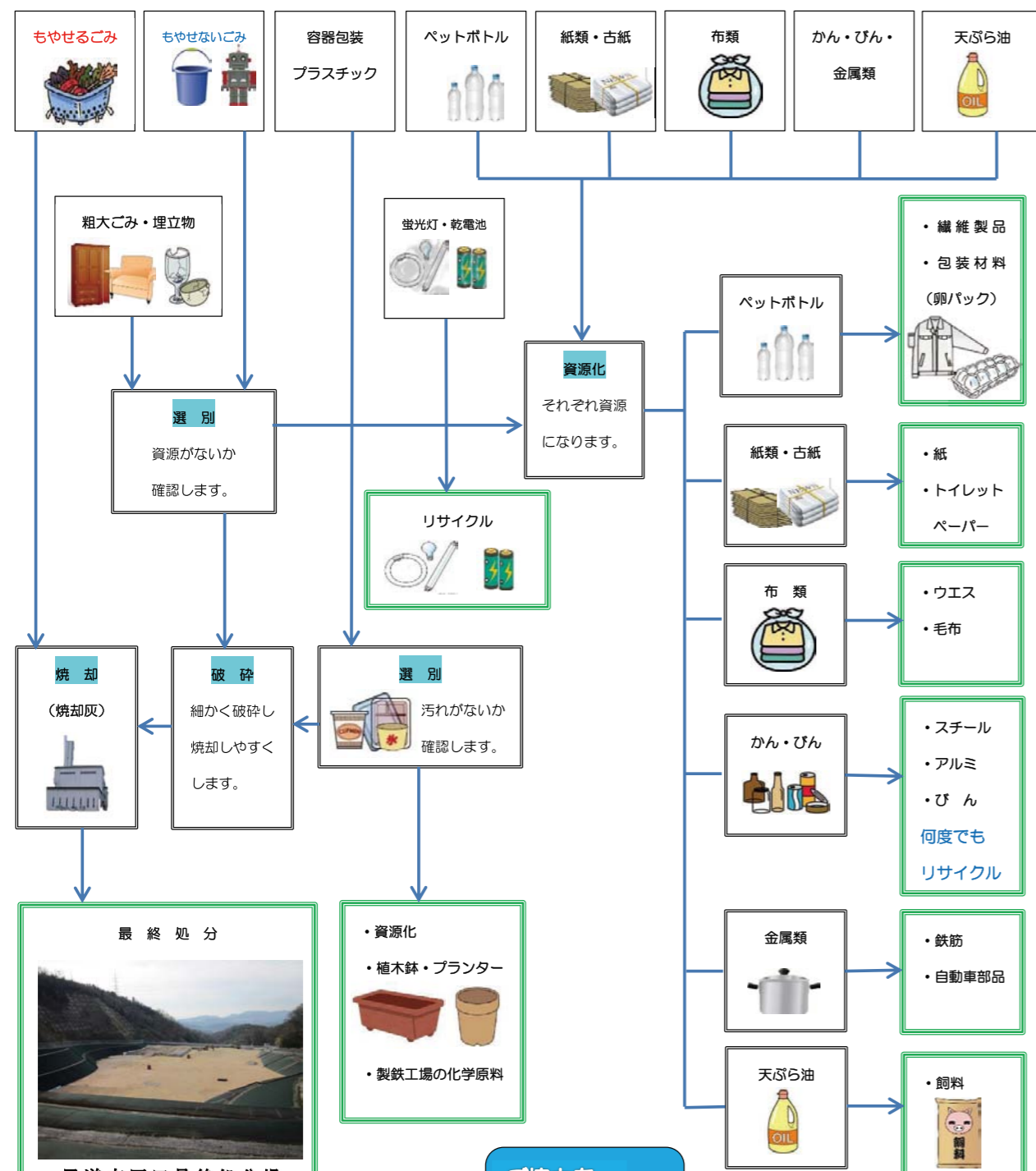


エコレンジャーも街の美化活動を行っています！

* 分別戦隊 エコレンジャー *

尾道市では、環境美化活動・ごみ分別の啓発活動の一環として、**分別戦隊エコレンジャー**が活動を行っています。きれいな尾道を残すため、活躍しています。





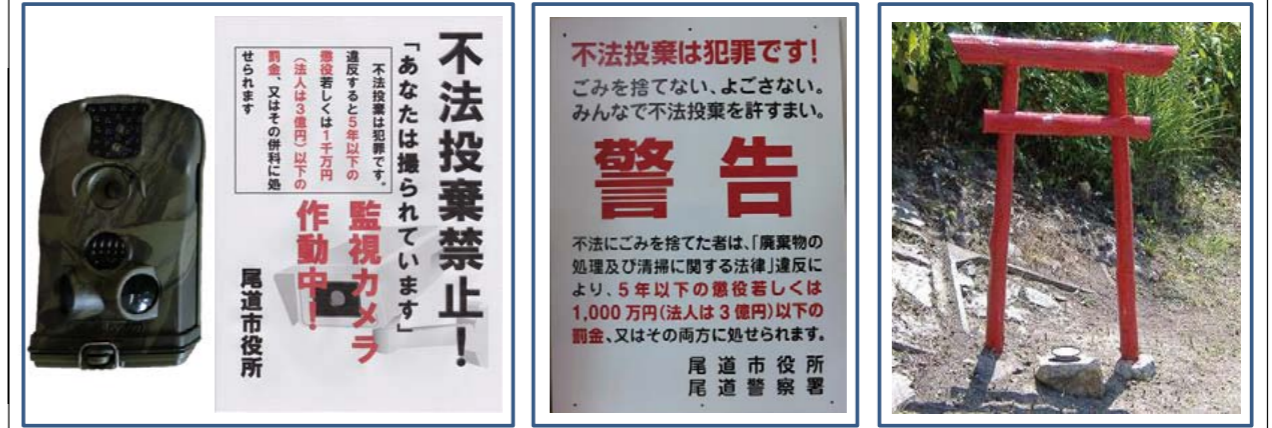
最終処分場について・・・

ごみ処理後、「焼却灰」などが発生してしまいます。これらを最終処分場へ埋め立てなければなりません。最終処分場は、市内のどこかへ必要な施設ではありますが、施設の性格上、新しく作る事が大変困難な施設でもあります。そのため、現在の最終処分場を少しでも長く使っていくことが求められます。尾道市では、「ごみ」の中から「資源物」を分ける(分別する)ことによって「ごみ量」を減少させ現在の最終処分場を長期間使うことができると考え、分別に取り組んでいます。



不法投棄対策 不法投棄は悪質な「犯罪」です。

- 1. 不法投棄とは**
不法投棄とは、道路や山、ほかの人の土地へごみを捨てることです。空き缶やペットボトル、タバコの吸殻をポイ捨てすることも「不法投棄」です。ごみを山林や人目につきにくい場所へ不法投棄する例は後を絶ちません。不法投棄による環境の悪化・公衆衛生の阻害は大きな社会問題です。
- 2. 不法投棄をさせない為に**
不法投棄対策として監視カメラの設置、看板等の設置を行っていますが、不法投棄を防止するには不用となった家電製品や家具等を一人一人がルールを守って処分することが大切です。監視カメラの貸出しや警告看板・鳥居もどきの支給も行っています。清掃事務所（電話 0848-48-2900）へご相談ください。また、市では環境指導員制度を設け、地域のごみの減量・見守り等を行っています。



監視カメラ設置用・カメラ設置時看板（貸出） 警告看板設置用（支給） 鳥居もどき設置用（支給）

広島県・尾道市による「不法投棄監視パトロール」、地区公衛協・環境指導員による「不法投棄監視パトロール」「不法投棄防止キャンペーン」、警察によるパトロールにより官民一体となって不法投棄を監視しています。検挙された場合は懲役刑・罰金刑に課されます。

- 3. 不法投棄の罰則**
廃棄物の不法投棄をすると、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（産業廃棄物の不法投棄を法人が犯した場合は、3億円以下の罰金）に処せられます。



- 4. 所有地に不法投棄をされてしまったら**
自分の土地に不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地所有者・管理者がごみの撤去を行わなければなりません。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条〔清潔の保持〕による。）柵で囲う・看板の設置など不法投棄の防止に努めましょう。

